（写）

交野市告示第１３１号

町及び字の区域の変更案について

住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第５条の２第１項の規定により、住居表示を実施するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定に基づく本市内の町及び字の区域の変更に係る案を、次のとおり公示する。

なお、住居表示に関する法律第５条の２第２項の定めるところにより、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは市長に対し、この告示の日から３０日を経過する日までに５０人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができる。

令和７年４月２３日

交野市長　　山　本　　景

記

１　町及び字の区域の変更内容

変更後の町及び字の区域	変更前の町及び字の区域	
南星台五丁目	大字星田の一部	別図太枠１及び２の区域

別図

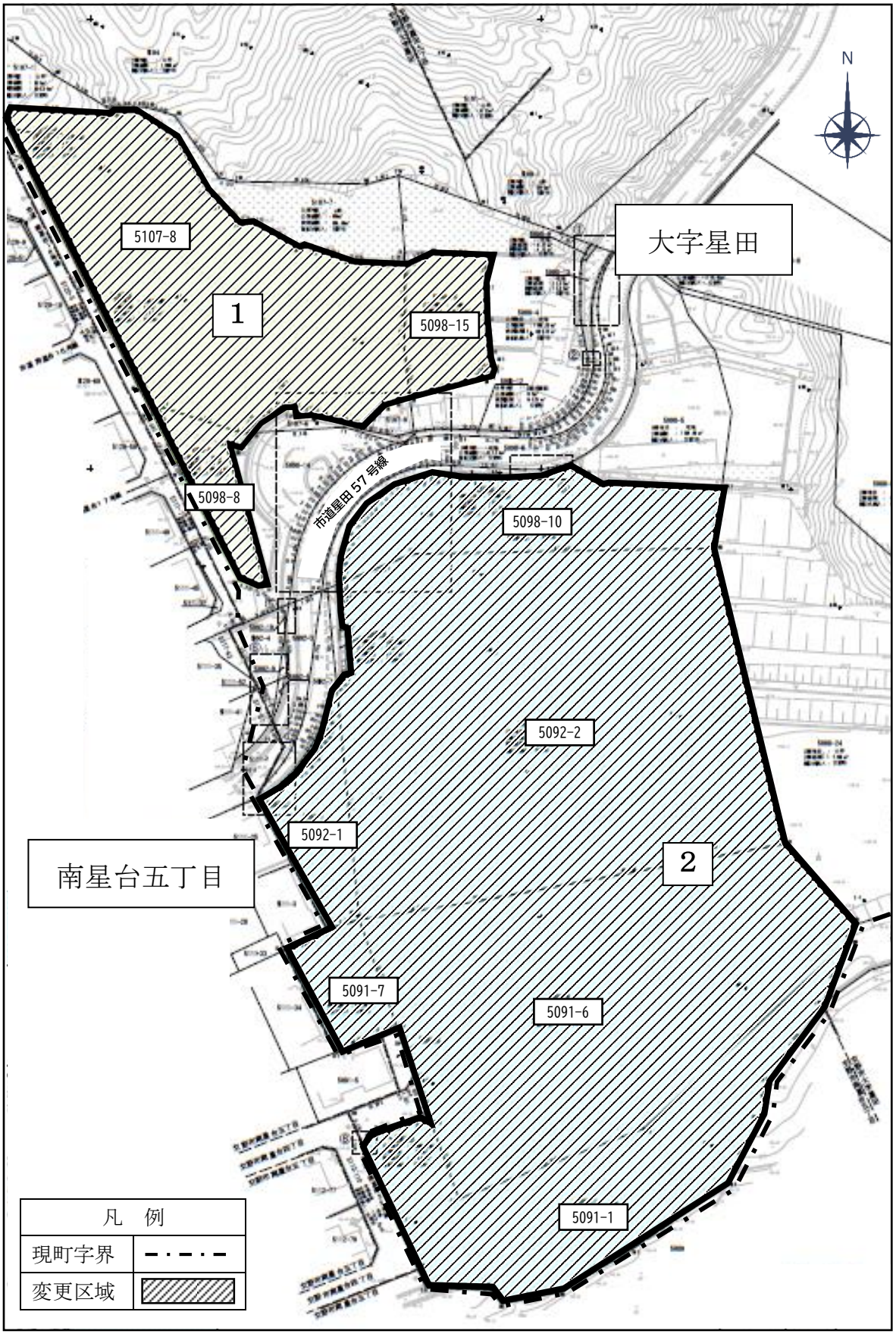
N
大字星田
南星台五丁目
1
2
5107-8
5098-15
5098-8
5098-10
市道星田57号線
5092-2
5092-1
5091-7
5091-6
5091-1
凡　例
現町字界
変更区域